



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

備えは万全に！新型コロナウイルス感染症 融資制度



8月には県内で福岡コロナ警報が発令され、また梅雨明けから例年以上の猛暑日が続きましたが、いかがお過ごしでしょうか。ここ数か月の『青色だより』では、新型コロナウイルス関連の支援策を掲載してきましたが、今回は融資に関する情報のまとめです。緊急事態宣言の再発令など、有事に備えて資金繰り対策は万全にしておきましょう。

個人事業者向け（小規模に限る）資金繰り支援内容一覧表

経済産業省HPより

| 要件 | 受けられる支援 | 相談窓口 | 概要 |
|---------------|----------|----------------------------|---|
| 売上高5%以上減少なら | 実質無利子 | → お近くの民間金融機関（セーフティネット保証5号） | ・最大4,000万円、当初3年間利子補給 ・融資期間10年、うち据置5年以内 ・信用保証協会利用にかかる保証料ゼロ |
| | | → 日本政策金融公庫（コロナ特別貸付） | ・中小事業最大2億円、国民事業最大4,000万円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初3年間利子補給 |
| | | → 商工組合中央金庫等（危機対応融資） | ・最大2億円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初3年間利子補給 |
| 売上の減少幅に関係なく | 貸付 | → 日本政策金融公庫（セーフティネット貸付） | ・国民事業最大4,800万円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内等 |
| スタートアップ・再生支援等 | 資本性劣後ローン | → 日本政策金融公庫（コロナ資本性劣後ローン） | ・国民事業最大7,200万円（別枠） ・貸付期間5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還） |

上記のほかにも複数の緊急融資制度が用意されていますが、その中でも、会員の皆さまには退職金共済でお馴染みの独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している融資をご紹介します。この融資制度は、小規模企業共済に加入していることが前提です。

特例緊急経営安定貸付

条件：小規模企業共済の契約者で、新型コロナウイルスの影響により業績が悪化し、1か月の売上高が前年or前々年の同月と比較して5%以上減少している

借入額：50万円～2,000万円（小規模企業共済の掛金納付月数により、掛金の7割～9割）

借入期間：借入額が500万円以下の場合は4年、借入額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置1年を含む）

利率：無利子

返済方法：据置後、6か月毎の元金均等払い

申請方法：申請書及び売上高の確認ができる帳簿等を郵送

9月30日(水)は個人事業税の第1期の納付期限です！

令和元年分の所得税の確定申告書を提出した方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、以下の期日までに納めてください。納めた事業税は経費（租税公課）になります。

事業税額等でご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせください。

| | |
|----------------|-----------|
| 個人事業税 第1期 納付期限 | 9月30日(水) |
| 個人事業税 第2期 納付期限 | 11月30日(月) |

年税額が1万円以下の場合は、9月30日までに全額納付となります。

※例年、第1期分の納期限は8月31日となっておりますが、新型コロナウイルスの影響により9月30日へと変更となっております。

令和3年度分償却資産税(固定資産税)には軽減措置があります!

申告期限は令和3年2月1日(月)まで

新型コロナウイルスの影響を受け、厳しい経営環境にある中小事業者へ向けた償却資産税に関する軽減措置があります。条件や申請については、以下のとおりです。

条件

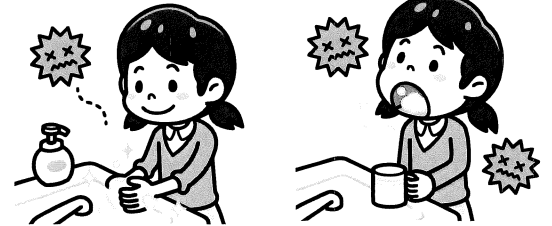
令和2年分2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の合計が、前年の同期間と比較して、

| | | |
|--------------|---|-------|
| 30%以上50%未満減少 | → | 1/2軽減 |
| 50%以上減少 | → | 全額免除 |



対象となる資産

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税



手続き方法

事業用資産のある各市町村に、認定経営革新等支援機関等で確認を得た必要書類を提出

- ポイント① 申告書には認定経営革新等支援機関等を通じて、帳簿等の確認が必要です。認定経営革新等支援機関等とは…青色申告会をはじめ、税理士や会計士、商工会議所でも確認が可能です。
- ポイント② 軽減の対象となるのは事業用家屋や償却資産に対してだけです。土地は対象外です。
- ポイント③ 自宅兼事務所の建物に係る固定資産税も対象です。決算書より事業割合を確認し、申請をすることが可能です。
- 償却資産税の申告は各市町村で1月より受付開始、2月1日(月)までが提出期限となります。所得税の確定申告とは期限が異なりますのでご注意ください。
- 当会での償却資産税の申告手数料は2,200円(税込み)となります。

税務相談日のお知らせ

税理士による無料相談
ご相談の際は、**ご予約**をお願い致します。
9月7日(月)・17日(木)
10時～12時 / 13時～16時
※所得税・消費税・相続税・贈与税等々
※上記は都合により変更する場合がございます。

法律相談日のお知らせ

弁護士の橘先生による無料相談
9月18日(金) 15時～17時
事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?
ご希望の方は上記の日程をご確認の上、事前に事務局まで**ご予約**ください。

『青色だより7月号』に掲載しました福岡市の「休業要請対象外施設への支援金」の申請期限が、7月31日(金)までとなっていましたが、9月30日(水)へと延長されました。また、同じく福岡市が行っていた「緊急事態宣言中の休業・時短要請への協力店舗等への家賃支援」についても、申請期限が9月30日(水)までに延長となっております。

| 今月の 行事予定 | 行事予定日 | | 行事内容 | |
|-------------|----------------|-----------------------|-------------|--|
| | 9月7日(月)・17日(木) | 税務相談日 | | |
| | 9月18日(金) | 法律相談日 | | |
| | 9月28日(月) | 【該当者のみ】消費税中間申告 | 振替納税利用者の振替日 | |
| | 9月30日(水) | 【該当者のみ】個人事業税の第一期分納付期限 | | |

ふくおかNEWS

メール: info@aiiro-f.com
H P: http://aiiro-f.com/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

毎年8月に開催しているピアガーデンも、悩んだ結果、自粛しましたが、当分は人が集まるイベントは難しそうですね。。。例年秋に、北部九州3県が合同で開催していたブロック大会や、当会でやっているバスハイクも今年は中止となります。開催を期待していたいただいていた皆さま、申し訳ございません。